

都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け 介護支援専門員研修オンライン実施の手引き 【概要版】

令和 2 年度版

本手引きの位置づけ・基本構成・活用の仕方について

1 本手引きの位置づけ

本手引きは、介護支援専門員養成研修に係る実施要綱、ガイドライン、修了評価の指針等を起点に検討を加え、令和2年度に構築したオンライン研修環境とそれを活用した試行実証結果に基づいて、講師・ファシリテーター、研修実施機関、研修向上委員会や都道府県のそれぞれに求められる役割や機能、今後の活用に向けた留意点等を整理したものである。

講義（座学）科目の一部で既にeラーニング形式を導入している都道府県の実情や、集合・対面形式における研修実施の実態、新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況でのオンライン形式の導入に向けた検討状況の把握などを通じて、都道府県ごとに異なる研修実施機関等を捉え、共通して対応し得るオンライン研修環境の機能等を検討した。本手引き中で記載している研修運営に係る具体的な工夫や留意点等の知見は、意見交換や試行実証等を通じて現任の講師・ファシリテーターや研修実施機関等の現場から示されたノウハウである。

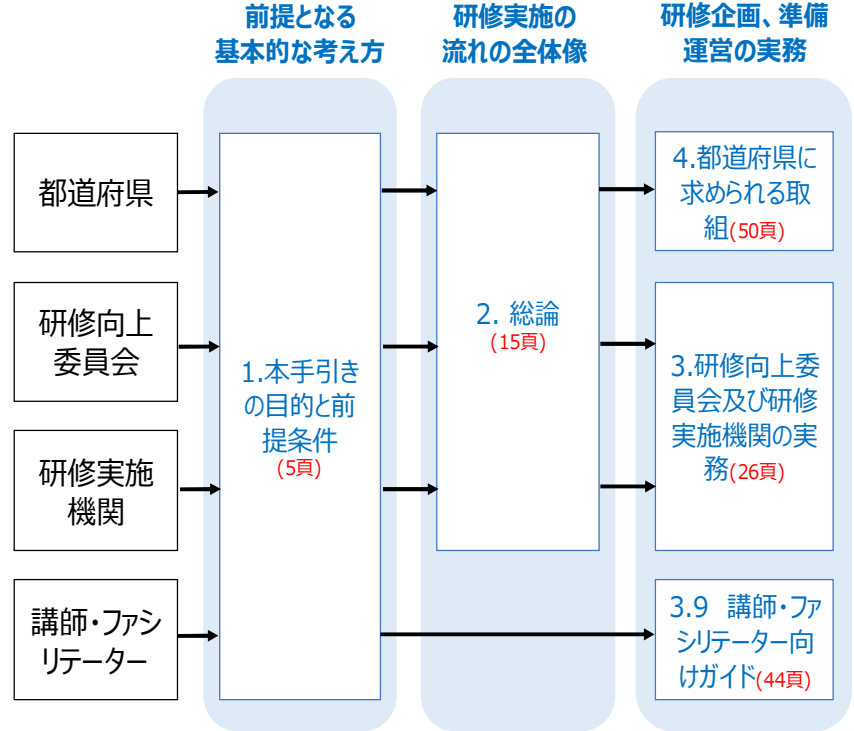
2 本手引きの基本構成・活用の仕方

本手引きは、第1章:本手引きの目的と前提条件、第2章:総論、第3章:研修向上委員会及び研修実施機関の実務、第4章:都道府県に求められる取組で構成されている。

第1章は前提条件や受講者の心構えを整理したものであり、オンライン研修環境で法定研修を実施するうえでの基本的な考え方となるため、研修実施に係る全ての関係者が一読することが望ましい。

そのうえで、右図のように、それぞれの立場に応じて関連する章を参照頂くことを想定している。なお、第2章以降はそれぞれ完結して参照頂けるようにしたため、関連する章の間で重複した内容を記載している部分がある。

こうした点については、例えば都道府県と研修実施機関の双方で検討し、研修向上委員会の場で目的や課題認識を合わせるなど、ポイントとして活用頂くことを想定している。



本手引きの構成

- 本手引きの構成は以下のとおり。

はじめに

1. 研修オンライン化の背景と意義

第1章：本手引きの目的と前提条件

2. 本手引きの目的
3. 介護支援専門員研修の意義と目的
 - ◇ 法定研修の位置づけと目的やオンライン研修環境を活用する有効性等について記載
4. 介護支援専門員研修の全体像とオンライン化の範囲
 - ◇ 研修体系、本事業の対応範囲、令和3年度の実施内容・体制等について記載
5. 受講者の心構え
 - ◇ オンライン研修に参加する際に求められる受講者の心構え等について記載

第2章：総論

6. オンライン研修の企画・運営における基本的な考え方
 - ◇ 基本的な考え方、研修企画・運営における留意点について記載
7. 法定研修の企画・運営における基本的な考え方
 - ◇ 研修実施機関や講師・ファシリテーターに求められる役割、座学・演習・修了評価及びフォローアップの方法、研修資料及び受講者提出資料の取扱い等について記載
8. 法定外研修の企画・運営における基本的な考え方
 - ◇ 法定外研修や多職種協働への拡大の可能性等について記載

第3章：研修向上委員会及び研修実施機関の実務

9. オンライン研修環境の特性を生かしたPDCAの実行
 - ◇ 研修向上委員会に期待される役割と意義、オンライン研修環境を活用したPDCAサイクルのあり方等を記載
10. 企画段階の実務
 - ◇ 研修計画の作成、実施体制の構築、教材等の整備、講師・ファシリテーターの養成の方法について記載
11. 実施段階の実務
 - ◇ 受講管理、研修実施、受講者の課題把握と支援の方法について記載
12. 評価段階の実務
 - ◇ 修了評価の方法について記載
13. 改善段階の実務
 - ◇ データ等を活用して今後の研修の改善に生かす方法について記載
14. 講師・ファシリテーター向けガイド
 - ◇ オンライン研修環境を用いた演習（グループワーク）の特徴や、その実施に必要な役割、遂行上のポイント等を記載

第4章：都道府県に求められる取組

15. オンライン研修環境の活用に向けて都道府県に求められる取組
 - ◇ 要綱の見直しの必要性、オンライン研修環境の調達と予算措置の進め方、受講（予定）者情報の整備・共有方法等について記載
16. オンライン研修環境に求められる要件（調達要件（例））
 - ◇ オンライン研修に係る業務及び要件について記載

おわりに

17. 今後の検討課題と本手引きの見直しの予定

本手引きのポイント（1/3）

- 本手引きのポイントは以下のとおり（主にオンライン研修環境特有の留意点等を抜粋）。

1 オンライン研修に参加する心構え

（第1章「1.3.2 受講者の心構え」本編p13）

受講者向け

- ◆ 研修がオンラインで開催されるとしても、それは手段の違いであり、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修である。専門職の責務として臨むのが基本であり、主体的かつ協調性を持って参加することが当然求められる。オンライン研修環境の特徴を踏まえると以下の点について、特に留意が必要である。
 - 事前準備・事前学習の徹底
 - 受講場所や時間等の選択の幅が広がり受講者の裁量が増えることは、利便性であると同時に学習効果を低下させる恐れもある。従前以上に主体的な姿勢で事前準備・事前学習に臨む必要がある。
 - 主体的かつ協調性を持った受講姿勢
 - 集合・対面形式以上に、各受講者が主体的かつ協調性を持った受講姿勢で参加する必要がある。
 - 受講環境の整備
 - 円滑な演習受講のためには安定した受講環境を確保する必要がある。そのため機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がける必要がある。

2 オンライン研修の企画・運営における基本的な考え方

（第2章「2.1.1 基本的な考え方」本編p15）

都道府県・研修実施機関・
研修向上委員会向け

- ◆ オンライン研修においても従前と同様、研修向上委員会を中核として、都道府県・研修実施機関が一体となり、研修の企画、実施、評価、今後の研修への反映というPDCAサイクルを構築することにより、継続的に研修内容の改善を図ることが求められる。その際、オンライン研修環境の活用によって想定される、以下の利点を生かすことが必要である。
 - 受講履歴や研修記録シートなどのデータの活用
 - 受講履歴等がデータ化されるため、データに基づいてPDCAサイクルを回すことが容易になると考えられる。
 - 研修資料の管理・バージョンアップの容易化
 - オンライン研修で使用する資料は電子媒体であるため、従来の紙媒体の資料と比較して、管理・バージョンアップが容易になると考えられる。
 - 副教材作成負荷の軽減
 - 標準資料（副教材）の活用により、都道府県等が独自に副教材を作成する負担は大きく軽減すると想定される。

本手引きのポイント（2/3）

- 本手引きのポイントは以下のとおり（主にオンライン研修環境特有の留意点等を抜粋）。

3 オンライン研修環境を活用した研修企画・運営の留意点 （第2章「2.1.2 オンライン研修環境を活用した研修企画・運営の留意点」本編p15）

都道府県・研修実施機関・
研修向上委員会向け

- ◆ オンライン研修の企画・運営にあたっては、以下の点に特に留意する必要がある。
 - 講師・ファシリテーター向け研修の実施
 - ・ オンライン研修の学習効果は、講師・ファシリテーターの運営ノウハウに大きく左右されることから、講師・ファシリテーターを対象とした操作説明等の研修をあらかじめ実施し、必要なノウハウ習得を促すことが重要である。
 - 受講者向けの支援体制の整備
 - ・ 特定の受講者の通信エラーが研修全体の進行に影響する場合もあるため、従前以上に受講者に対する支援体制を整備することが重要である。

4 修了評価及びフォローアップの実施方法 （第2章「2.4 修了評価及びフォローアップの実施方法」本編p21）

都道府県・研修実施機関・
研修向上委員会向け

- ◆ 本オンライン研修環境の運用基盤では、科目ごとの「確認テスト」と「研修記録シート」を提供する。「確認テスト」はあくまで受講状況確認のためのものであり、修了評価は従前どおり、各都道府県・研修実施機関の判断によるものである。
- ◆ 「確認テスト」と「研修記録シート」のオンライン研修環境での提供は、都道府県・実施機関の従来の評価方法の変更を促すものではない。都道府県・実施機関は従来どおり各研修の特性や地域の実情に合わせて、評価方法を選択することが可能である。
- ◆ なお、本オンライン研修環境の運用基盤で提供する「研修記録シート」の構成は、現行のガイドラインに掲載されている内容を踏まえたものである。

5 研修資料の取扱い （第2章「2.5 研修資料及び受講者提出資料の取扱い」本編p23）

都道府県・研修実施機関・
研修向上委員会向け

- ◆ 科目ごとの標準資料（副教材）は著作権等の権利確認等を実施したものであり、原則として令和3年度以降も含めて無料で利用することが可能である。
- ◆ 各都道府県・研修実施機関が独自に資料をオンライン上にアップする際は、該当部分の権利関係の確認・調整を実施する必要がある。独自教材の取扱いに関する詳細は「3. 研修向上委員会及び研修実施機関の実務（本編p26）」に記載。

本手引きのポイント（3 / 3）

- 本手引きのポイントは以下のとおり（主にオンライン研修環境特有の留意点等を抜粋）。

6 法定外研修の企画・運営における基本的な考え方

（第2章「2.6 法定外研修の企画・運営における基本的な考え方」 本編p25）

都道府県・研修実施機関・
研修向上委員会向け

- ◆ 今回提供するオンライン研修環境は法定研修に特化したものではなく、さまざまな研修等へ活用できる汎用性のある共通プラットフォームである。
- ◆ 都道府県・研修実施機関・研修向上委員会が中心となり地域の職能団体と連携の上、本プラットフォームを活用した研修のあり方を検討していくことが求められる。

7 オンライン研修環境の活用に向けて都道府県に求められる取組

（第4章「4.1.1 取組の全体像」 本編p50）

都道府県向け

- ◆ 今後、各都道府県がオンラインで研修を実施する際に必要な取組として、以下が挙げられる。
 - 実施要綱の確認・見直し
 - オンライン研修環境の調達と予算措置
 - 受講者（予定）情報の整備・共有
 - オンライン研修を実施するためのその他環境整備
 - 研修向上委員会を通じた研修実施機関との研修企画・運営の協議

8 今後の本手引きの見直し

（おわりに「本手引きの見直し」 本編p68）

都道府県・研修実施機関・
研修向上委員会向け

- ◆ オンライン研修環境の本格活用はこれからであるため、本手引きについても、その状況と実践を通じて明らかになる新たな課題や工夫を踏まえて見直す必要がある。
- ◆ 現時点では、令和3年度は厚生労働省の事業としてオンライン環境の整備と提供を行うが、令和4年度以降については、各都道府県においてオンライン研修環境を調達する（都道府県がそれぞれオンライン研修環境を提供するベンダーと契約する）可能性も見込まれる。
- ◆ したがって、本手引きについても、令和3年度の実施状況を踏まえて見直し、令和4年度以降の各都道府県を主体とした運用に資するものとして公表・共有する予定である。